

山 青森県報

第千八百九十一号

平成十三年七月四日(水曜日)

目次

告示

- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催……………(自然保護課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 結核予防法による医療機関の指定……………(健康医療課) ……二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……四

公告

- 砂利採取法第三十八条第二項の規定による聴聞の期日における審理の公開……………(河川砂防課) ……六
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……六
- 平成十二年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表……………(同) ……六

告

示

青森県告示第四百十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第四項におい

て準用する同法第一条ノ五第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第五条第一項の規定により公示する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木村守男

一 日時及び場所

1 日時

平成十三年七月三十日(月)午後一時三十分

2 場所

青森県八戸合同庁舎

二 公聴会において聴こうとする案件

鮫鳥獣保護区特別保護地区の指定について

青森県告示第四百十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ五第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第五条第一項の規定により公示する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木村守男

一 日時及び場所

1 日時

平成十三年七月三十一日(火)午後一時三十分

2 場所

青森県弘前合同庁舎

二 公聴会において聴こうとする案件

岩木山鳥獣保護区特別保護地区及び紅葉山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

青森県告示第四百十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ五第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第五条第一項の規定により公示する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木村守男

一 日時及び場所

1 日時

平成十三年八月一日(水)午前十時三十分

2 場所

西地方農林水産事務所

二 公聴会において聴こうとする案件

沢辺鳥獣保護区特別保護地区の指定について

青森県告示第四百十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	指定年月日
一部事務組合下北医療センター 東通村診療所	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	平成三・五・三
とみもと小児科 クリニック	八戸市湊高台六丁目六の二〇	〃
田中 医院	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三三の二	一三・六・一
みんゆう薬品堅 田パイパス店	弘前市大字宮川二丁目一の一五	一三・六・二四

青森県告示第四百十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により、平成十三年五月九日、十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要													備考	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	D C P %	T D N %	M E kcal/kg	その他の 水分 %		
青森飼料株式会社 青森工場 青森市青柳1丁目8 一31	同 左	まるは印配合飼料 ニュー大さう	13.5	15.7	4.5	2.8	6.2	1.50	0.60	-	-	-	-	-	-	2,900	12.6	
		まるは印配合飼料 パール7	13.4	18.7	4.7	2.4	12.6	4.29	0.57	-	-	-	-	-	-	2,870	10.8	
		まるは印配合飼料 ナースEX	13.4	18.9	5.2	3.3	5.0	0.81	0.62	-	-	15.5	78.2	-	-	-	12.5	粗繊維 0.3%過剩
		まるは印配合飼料 ロイヤルミート	13.5	16.2	4.6	2.6	3.3	0.45	0.45	-	-	14.3	78.6	-	-	-	12.7	カルシウム 0.05%不足
		まるは印配合飼料 カーゴゴールド	13.5	15.7	4.3	4.1	5.4	0.76	0.71	-	-	12.6	73.3	-	-	-	13.5	
		ノーサン印子豚育成用配 合飼料 スバートG	13.5	16.2	3.4	2.0	4.1	0.83	0.60	-	-	13.6	77.0	-	-	-	13.6	
		ノーサン印アロー肥 育前期用配合飼料 ショイスター	13.5	23.5	5.9	2.1	5.1	0.90	0.71	-	-	-	-	3,110	12.9			
		ノーサン印種豚飼育用配 合飼料 ヘルシーリター	13.4	17.4	5.1	2.1	5.3	0.94	0.75	-	-	14.8	78.8	-	-	-	13.2	
		ニチワ印成鶏飼育用配 合飼料 ニクスター	13.5	17.6	4.5	1.8	11.2	3.78	0.45	-	-	-	-	2,880	12.3			
		ニチワ印成鶏飼育用配 合飼料 ホーパ	13.5	17.1	4.1	1.9	11.7	3.98	0.47	-	-	-	-	2,900	12.6			

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

平成十三年七月四日

青森県告示第四百十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第一二四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

青森県知事 木村守男

保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字欅木七八の二六から七八の二八まで、七八の五四、

七八の五五、七八の五七、七八の七五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年六月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形二七三番地三三号から同町大字北金ヶ沢

字塩見形一三番地二号を経て同町大字関字柝沢九三番地一一号に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成二年一月二十九日付け青森県指令第三〇五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・五メートルにより決定)、②の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑩の地点から⑳の地点、①の地点と㉑の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位D・Lプラス〇・三八七メートル(東京湾中等潮位プラス〇・五八一メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。ただし、㉒の地点から㉓の地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点とを結んだ線により囲まれた区域を除く。

①の地点 深浦町多角点HH二八一―二(X座標八三二・二二七 Y座標マイナスイナス六二二・七二・六二三)(北緯四〇度四四分四九秒、東経一四〇度〇五分四五秒)から一四七度〇六分〇二秒一七四・八五メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から三八度四二分三六秒一五六・五六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二八度四二分三六秒〇・八〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三八度四二分三六秒五・八〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二八度四二分三六秒二一・五〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二八度四二分三六秒一四・五五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二八度四二分三六秒二七・七〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三八度四二分三六秒八・七五メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二八度四二分三六秒一五八・三〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二八度四二分三六秒一七九・〇八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ㉑の地点 ⑲の地点から三二度四二分三六秒三六・三三メートルの地点
- ㉒の地点 ⑲の地点から三二度四七分一五秒一四・一五メートルの地点
- ㉓の地点 ⑲の地点から三二度四七分一五秒一四・一五メートルの地点
- ㉔の地点 ⑲の地点から三二度四七分一五秒一四・一五メートルの地点
- ㉕の地点 ⑲の地点から三二度四七分一五秒一四・一五メートルの地点

四 埋立地の用途
漁港施設用地

公 告

砂利採取法第三十八条第二項の規定による聴聞の期日における審理の公開

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十八条第二項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第一号）第十三条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 当事者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 下北開発有限会社

2 住所 下北郡東通村大字大利字浜ノ平一の一三

3 代表者の氏名 代表取締役 金田一男

二 聴聞の期日及び場所

1 期日 平成十三年七月十九日 午後二時

2 場所 青森市新町二丁目四の三〇 青森県庁北棟二階A会議室

三 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

砂利採取法第十二条第一項の規定による砂利採取業者の登録の取消し

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県国土整備部河川砂防課

2 所在地 青森市長島一丁目一の一
(担当 砂利採石班 電話〇一七―七三三―四一九三九二)

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字一本木沢七二の一から七二の四まで、七五の一から七五の四まで、一四八の一、一四八の二、一四八の五から一四八の九まで、一九一の七、一九一の八、一九一の二、一九一の三、一九一の四、一九一の五、一九一の六、一九一の八、一九一の九及び四一五の一から四一五の二一まで	十和田市東十二番町二二の三〇 前川外之松
十和田市大字三本木字里ノ沢一の四七及び一の五八八	十和田市西三番町三の二一 南部地域農業共済組合
むつ市旭町三二の二から三二の一九まで	むつ市金谷一丁目一四の二三 株式会社トーリン
黒石市大字黒石字十三森一七〇の三から一七〇の七まで及び一八四の一から一八四の一まで	黒石市大字寺小路六の一 有限会社池田不動産

平成十二年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十二年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十三年七月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

加入戸数

共済契約金額

共済分担金

一、二九一

九〇〇、六七九戸

五、六五六、五八一、二四六、〇〇〇円

一、〇七八、四三一、一三〇円

	罹災戸数	五五三戸
	災害共済金	五九一、五二八、六九八円
	復興建築助成戸数	二九六戸
	復興建築助成金	一四七、四四五、七四四円
	防火・住宅施設改善助成会員数	一七八
	防火・住宅施設改善助成金	四〇、六〇一、八〇〇円
	災害見舞戸数	二、九〇八戸
	災害見舞金	一七五、〇七八、三九三円
二	収支計算	
1	収入	
	共済分担金収入	一、〇七八、四三一、一三〇円
	会館収入	六一、一二八、五八四円
	その他の収入	二、七六五、〇七五、六五九円
	当期収入合計(A)	三、九〇四、六三五、三七三円
	前期繰越収支差額	六〇、四五二、二九三円
	収入合計(B)	三、九六五、〇八七、六六六円
2	支出	
	事業費	一、〇〇七、九〇九、四五二円
	管理費	二一〇、七九三、五二六円
	会館管理費	一四、二〇六、八一六円
	特定預金支出	二、六六五、一五三、二九〇円
	その他の経費	一五、八八九、七五〇円
	当期支出合計(C)	三、九一三、九五二、八三三円
	当期収支差額(A)―(C)	▲九、三一七、四六〇円
	次期繰越収支差額(B)―(C)	五一、一三四、八三三円